

雇用・労使関係に関する専門的な知識経験を有する者の
関与する裁判制度の導入の当否等についての主要な論点

- 1 裁判への専門的な知識経験の導入の必要性の有無等
 - (1) 専門的な知識経験の導入の必要性の有無
 - (2) 専門性が必要とされる事件の種類
 - ・ 個別的紛争、集団的紛争（それぞれの具体的な意味内容についてもさらに検討が必要）資料73 [14][15]
 - ・ 要件の明確な規定への当てはめで判断が可能な紛争、要件が一般的な規定であるためその解釈も必要な紛争
 - ・ その他具体的な紛争類型としてどのようなものがあるか。
 - (3) 必要とされる専門性の内容 資料73 [6]
 - ・ 労働法に関する知見（法令、判例等）
 - ・ 労働関係の実情に関する知見（労働関係の制度、技術、慣行等の経験則等）
 - ・ 労働関係に関する調整力（労使の均衡点を見出す勘、感覚等の経験則等）
 - ・ 自然科学に関する知見（医学（労働災害等関連）、先端的な産業技術等）
 - ・ その他の知見
 - (4) 必要とされる専門性の水準・程度
- 2 専門性を導入する方法 資料73 [2]
 - (1) 裁判官による習得（研修、書物等）
 - (2) 当事者による主張・立証（証拠調べ等）
 - (3) 専門的な知識経験を有する外部の人材（専門家）の活用
- 3 専門家を活用する場合の専門家の在り方
 - (1) 専門家の性格 資料73 [5]
 - ・ 中立公平性
 - ・ いわゆる労使の代表者
 - (2) 専門家の供給源、員数等 資料73 [8][11][12]
- 4 専門家を活用する場合の関与の場面等
 - (1) 関与の場面 資料73 [1][10]
 - 訴訟の進行に関し必要な事項についての協議（進行協議期日）
 - 争点及び証拠の整理（争点整理期日）
 - 証拠調べ
 - 和解
 - 判決
 - (2) 関与の態様 資料73 [1][3][4][10]
 - 専門的な知見に基づく説明（専門委員制度（検討中）参照）
 - 当事者、証人等への発問（司法委員制度、専門委員制度（検討中）参照）
 - 意見の陳述（評議；司法委員制度参照。いわゆる参審・参与制度）
 - 判断（評決；いわゆる参審制度）
 - (3) 導入された専門的知見の内容についての透明性の確保等（専門委員制度（検討中）参照）資料73 [2]
 - (4) 専門家が関与することについての当事者の意向の反映 資料73 [12]
- 5 その他の問題点
 - (1) 憲法上の論点（いわゆる参審制度の場合）資料73 [9]
 - (2) 民事訴訟全体の中での位置付け 資料73 [9]